

北海道千歳リハビリテーション大学障がい学生支援に関する基本方針

令和5年7月29日

1. 趣旨

北海道千歳リハビリテーション大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく、学生一人ひとりが安心して修学ができる環境を整備するとともに、相互に人格と個性を尊重しあう大学の実現を目指すため、この基本方針を定めます。

2. 機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学等の機会の提供を拒否されたり、又は提供にあたって場所・時間等を制限されたり、障がい者ではない者に対しては付さない条件を付けられることがないよう、他の学生と同等の教育を受けることができる修学機会の確保と、支援の内容・方法の充実に努めます。

3. 合理的配慮

障がいのある学生にその障がいの内容や程度に応じ、大学生活に関する情報提供や授業中のコミュニケーション上の配慮を通じて授業等への参加を支援し、試験においては、必要かつ合理的な配慮を行い、成績評価については、公平性を損なうことのないよう留意します。

4. 支援体制

障がいのある学生が、修学等における不利益を受けないように配慮した支援方策等の検討及び実施を、学長のリーダーシップのもと学内関係部署が連携して行います。また、学生、教職員に対し障がい学生支援に関する理解促進、意識啓発に取り組みます。

5. 修学環境（施設・設備等）の整備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に大学生活を送れるように、障がいのある学生の声を積極的に聴き取ることで修学環境の整備に務めます。

附則

この基本方針は、令和5年7月29日から施行します。